

【厚木市男女共同参画推進委員会】

2026 年 1 月 29 日

神奈川人権センター 事務局長 深田独

「DV に悩む男性のための電話相談」からみえてくること

「DV に悩む男性のための電話相談」

2010 年 7 月～ 実施主体：一般社団法人神奈川人権センター

☎045-758-0918（毎週月曜日 11：00～16：00） 相談員 2 名体制

累計相談件数 749 件（2010 年 7 月～2025 年 3 月）

相談員による事例検討会を定期的に実施（年 4 回程度）

○DV（Domestic Violence ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴

力（内閣府男女共同参画局）

配偶者・元配偶者（法律婚・事実婚）、生活の本拠をともにする交際相手・

元交際相手からの暴力（DV 防止法）

暴力…身体的な暴力、精神的・心理的な暴力、経済的な暴力、社会的な暴

力、性的な暴力など

○DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

2001 年施行（2024 年改正）

法律の内容：相談（配偶者暴力相談支援センター 全国に約 300 か所）／

発見者による通報／緊急一時保護（シェルター）／保護命令（被害者へ

の接近禁止、被害者への電話等禁止、被害者の同居の子どもへの接近禁

止、被害者の親族への接近禁止、住居からの退去命令）

（1）「DV に悩む男性のための電話相談」開設の目的

①女性被害者を減らしていくために、男性加害者に気づきをうながす。

②男性が DV とりわけ加害について相談できる窓口が少ない。

○DV 相談件数（2025 年 内閣府男女共同参画局）

2010 年 女性 76,613 件（99.1%）、男性 721 件（0.9%）

2013 年 女性 98,384 件（98.4%）、男性 1,577 件（1.6%）

2017 年 女性 104,716 件（98.0%）、男性 2,085 件（2.0%）

2020 年 女性 125,916 件（97.2%）、男性 3,575 件（2.8%）

2024 年 女性 125,916 件（96.9%）、男性 3,866 件（3.1%）

○DV 被害認知件数推移（2025 年 警察庁）

2016 年 女性 59,412 件（85.0%）、男性 10,496 件（15.0%）

2019 年 女性 64,392 件（78.4%）、男性 17,815 件（21.6%）

2021年 女性 62,147件 (74.8%)、男性 20,895件 (25.2%)

2023年 女性 63,935件 (72.1%)、男性 24,684件 (27.9%)

2024年 女性 66,723件 (70.3%)、男性 28,214件 (29.7%)

※男性加害者のうち約70%が20～40歳代

※DV加害者 女性30.3%、男性69.7% (2024年)

(2) 「DVに悩む男性のための電話相談」の相談事例から

- ①妻(家族)のためを思っているのにわかってくれない…
 - ②妻が私を怒らせる…
 - ③妻が家事の手を抜くので怒鳴ってしまう…
 - ④妻(交際相手)がメンタルの問題を抱えていて…
 - ⑤収入が少ないと言われて…
 - ⑥妻が食事をつくってくれないという高齢者からの訴え…
 - ⑦男性用の一時保護施設はないでしょうか…
 - ⑧父親(家族)の暴力・経済的搾取から逃れたい…
- 「親密な人からの暴力に悩む男性やLGBTQのための電話相談」

☎045-620-7711 (毎週火曜日 19:00～21:00)

実施主体：認定NPO法人SHIP (神奈川県との協働事業)

(3) いくつかの視点…相談事例から

①男女平等の意識をもつことの重要性

○性別役割分業意識

- ・ 政府が政策等を立案する際の標準世帯（1970年代から）

夫と妻（専業主婦）と子ども2人（有業者は世帯主1人）の世帯 4.6%

（2017年 大和総研推計）

- ・ 総世帯数（2023年） 約5445万2000世帯

単独世帯 34.0%、夫婦と未婚の子どものみの世帯 24.8%、夫婦のみの

世帯 24.6%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 6.9%、三世帯世帯 3.8%、

その他の世帯 6.0%（2023年 厚生労働省 国民生活基礎調査）

- ・ 共働き世帯（夫婦ともに非農林業） 約1,300万世帯

専業主婦世帯 約508万世帯（2024年 総務省 労働力調査特別調査）

○選択的夫婦別姓制度

- ・ 憲法第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する

ことを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家

族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本

質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

※大日本帝国憲法における家父長制からの脱却

- ・民法 750 条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」

※約 94%が夫の姓を称する（2024 年 内閣府男女共同参画局）

- ・民法第 750 条が違憲であるとして提起された裁判の最高裁判判決
2015 年 12 月、2021 年 6 月最高裁 民法第 750 条は合憲（2015 年：
裁判官 15 人のうち 10 人合憲、5 人違憲、2021 年：11 人合憲、4 人違
憲）

「制度のあり方は国会で議論され、判断されるべきだ。」（2021 年判決文
から抜粋）

②DV の連鎖

- ・面前 DV
- ・ものごとを解決する手段として暴力を選択する。

③DV 加害者更生プログラム

- ・怒りをコントロールすることを学習する。

※NPO 法人 RRP 研究会（代表理事 信田さよ子さん）

④多様な価値観や考え方を尊重する

- ・ことばの概念を近づけていく努力の必要性。

⑤ひとりひとりの人権を尊重することが大切